

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	29 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、A市の集金人に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月から申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは42年2月であり、申立期間の保険料はさかのぼって納付することが可能である上、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、本来、国民年金制度が発足した36年4月1日とすべきところ、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳では共に申立期間当初の40年4月1日となっており、過年度納付によりさかのぼって保険料を納付する期間の当初の時点を当該資格取得日とした可能性も考えられ、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録によれば、申立期間直後の昭和41年4月から同年12月までの国民年金保険料を42年1月7日にさかのぼって一括納付していることが確認できることから、その時点でさかのぼって納付することが可能な申立期間の保険料を未納のままとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以後に未納期間は無く、昭和47年5月から59年1月までの期間は、国民年金に任意加入し保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から55年6月まで  
② 昭和61年9月から62年9月まで

申立期間①については、昭和57年10月ごろ、A市役所で国民年金の未納があるので、今ならまとめて払えば期限に間に合うと言われ、約20万円を払ったので、未納となっていることに納得がいかない。

申立期間②については、納付されているはずであり、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が国民年金への加入手続を行ったと推定できる昭和57年度以降、当該期間を除き国民年金保険料はすべて納付されている上、申立人が保管していた申立期間直後の昭和62年11月から平成元年3月までの保険料に係る「納付書・領収書」によれば、いずれも納付書記載上の納期限内に納付されており、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②は13か月と比較的短期間であり、その当時、申立人は飲食店に勤務し、同居していた申立人の次女も会社勤務をしており、申立期間②の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和57年10月ごろ、A市役所で国民年金の未納があるので、今ならまとめて払えば期限に間に合うと言われ、約20万円を払ったとしているところ、その時点では、当該期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡もみられない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 9 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から46年5月まで

申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までは、会社にA区の職員が3か月に1回国民年金保険料の集金に来ていた。40年4月から46年5月までは、B市の職員が自宅に集金に来ており、結婚後は妻が納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、A区在住時の昭和38年4月から40年3月までについて、申立人は、住み込みで働いていた会社にA区の国民年金保険料の集金人が3か月に1回集金に来て国民年金保険料を納付したとしているところ、当時、A区では検認係の職員が保険料を訪問集金している上、申立期間直前の36年4月から38年3月までは納付済みとなっており、当該期間から継続して会社へ住み込みで働いていた申立期間が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間のうち、B市在住の昭和40年4月から46年5月までについて、申立人は、B市の職員が自宅に国民年金保険料の集金に来ており、結婚後はその妻が保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できるB市における国民年金への加入時期は46年6月であり、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と同時期に国民年金に加入したと認められる妻は、申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人の妻は、既に他界していることから保険料を納付していたとする具体的な証言が得られず、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 46 年 5 月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで

私の父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。今回、年金問題で私の保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納となっていた。保険料は父が納付してくれたので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付については、本件申立てに先立って申立人の夫が、夫婦の国民年金の加入手続をした際に2年間さかのぼった夫婦の合計保険料5万円を納付したと、A第三者委員会に申し立てており、同委員会では、加入時期が推認できる昭和50年1月時点で納付することが可能な昭和47年10月から50年3月までの保険料の額におおむね一致しているとして、同期間についてあっせんしていることから、申立人の同期間の保険料も納付されていたものと推認できる。

しかし昭和43年4月から47年9月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年2月27日時点では時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 51 年 10 月まで

私は、結婚後に夫から国民年金の加入を勧められ加入した。国民年金保険料は夫が納付してくれたが、既に亡くなっているため、保険料をどのように納付したか記憶に無い。夫は几帳面な人で保険料を納付していることは間違いない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 10 月 30 日に払い出されており、同年 10 月の初旬から中旬にかけて国民年金の加入手続を行ったと推認できるものの、社会保険事務所の特殊台帳及び申立人が所持している国民年金手帳では、51 年 11 月 15 日が資格取得の日となっており、記録管理に齟齬が見られる。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以降に未納は無く、保険料の納付を開始した昭和 51 年 11 月の前月に国民年金に任意加入した同年 10 月の保険料が未納になっているのは不自然である。

しかし、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 10 月 30 日に任意加入しており、申立期間の 37 年 5 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料は、制度上納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 59 年 12 月から 60 年 1 月まで  
③ 昭和 60 年 3 月から同年 5 月まで  
④ 昭和 60 年 9 月から 62 年 12 月まで

国民年金制度開始時から将来のためにと加入して、保険料を納付してきた。申立期間①については、免除申請をする前の期間だがそこまでは納付していたはずである。申立期間②及び③については、健康保険の切替えと一緒に役場で国民年金の切替えを妻がしており、納付書が来て払っていたはずである。申立期間④については、工務店で現場回りの運転手をしてしたが、個人経営の店だったので、国民年金に加入し、保険料を払っていたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A町役場で納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間当時、役場の窓口で納付書により収納していたことが確認でき、また、申立期間は3か月と短期間である。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は厚生年金保険との切替えをその妻が行い、納付書により国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が申請免除期間も妻は納付しているなど申立人及びその妻の納付行動は同一であるとは考えられない上、申立人の国民年金被保険者資格が昭和 58 年 1 月 21 日に喪失し、平成元年 1 月 29 日に再取得

していることが社会保険庁及び町の記録から確認でき、申立期間は未加入期間であるため、A町が申立人を被保険者として管理しておらず、納付書の発行も行わないことから、申立人は保険料を納付できなかったと推認される。

また、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年12月までの期間及び54年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から42年12月まで  
② 昭和54年4月から同年6月まで

20歳になったころ、A区役所から国民年金加入の通知が届き、母から老後のことを考え国民年金に加入するよう勧められ、国民年金に加入した。加入手続は、母がA区役所かB出張所において行った。

養父、母及び妹と同居しており、給料をもらうと母に全額給料を渡し、私は小遣いをもらっていた。母は渡した給料の中から、養父、母及び私の3人分の国民年金保険料をB出張所で納付していたはずであり、養父及び母は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和41年4月から42年12月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は42年11月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は42年11月25日と記載されていることから、この時期に加入手続が行われたと推認されるが、申立人が所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ると、43年1月から同年3月までの国民年金保険料が43年3月7日に納付され、同年度の4月から12月までの欄には検認印が無いことから、同期間についての保険料が現年度納付されたとは考え難い。

しかし、申立人は昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年5月に納付しており、その時点では申立期間①のうち41年4月

から 42 年 12 月までの保険料は過年度納付が可能な期間であるところ、申立人は、申立期間①直後からは申立期間②の 3 か月を除き保険料をすべて納付済みであり、納付意識が高かったと認められること、申立人の納付記録を見ると、複数回に渡り過年度納付が行われており、過年度納付が可能な期間については保険料を納付していたと考えられることから、同様に過年度納付が可能な上記期間についても過年度納付したと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②について、申立期間②前後は現年度納付又は過年度納付により国民年金保険料を納付済みであり、3 か月と短期間である申立期間②の保険料について納付しなかったとは考え難い。
- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの期間について、申立人は 20 歳のときにその母が申立人の国民年金の加入手続をし、その後の保険料はその母が、申立人の養父及び母の分と一緒に納付していたとしているが、その母が上記期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたその母は既に他界していることから、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、42 年 11 月に払い出された手帳記号番号以外に、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 12 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 51 年 11 月まで  
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

結婚し、A 市に居住している時に、集金人が国民年金保険料を集めに来た。私は、国民年金加入手続をした記憶はないが、このような制度があるのかと思い、A 市及び B 市在住時を通して集金に来た女性に保険料を納付していた。

申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間②の前後の期間は国民年金の任意加入期間であり、保険料も現年度納付されており、2 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、A 市に居住している時に、国民年金に加入手続をしたことがないにもかかわらず、集金人が訪れ保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 12 月に払い出され、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」には「昭和 51 年 12 月 6 日」と記載されており、同日に国民年金任意被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり保険料を納付できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

両親が年金生活をしていたので、国民年金の大切さは十分知っていた。主人の仕事の関係で転勤したときも、住所移転の手続とともに国民年金の手続を忘れずに行ってきたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の仕事の関係で転勤したときも、住所移転の手続とともに国民年金の手続を忘れずに行ってきたとしているところ、申立人は住所移転を何度も繰り返しているにもかかわらず、申立期間以外は国民年金の手続を適正に行っていることが、申立人の納付記録から確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付を申立人自身で行っており、納付方法、納付場所などを具体的に記憶している。

さらに、申立期間の前後は納付済みとなっており、1 か月と短期間である申立期間を納付しなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、兄が納付してくれたはずである。兄は几帳面な性格なので納付を忘れることはないはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を几帳面な申立人の兄が納付してくれたので納付を忘れることはないとし立てているところ、申立人の姉は、申立人の兄について「兄は几帳面な性格で弟の国民年金保険料の納付を忘れるはずはない。」と申立人と同様の供述をしている。

また、申立人の国民年金保険料を支払ったとするその兄及び申立期間のころ同居していたその姉は、納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月ごろに払い出されていることから、申立期間は納付可能な期間である。

加えて、申立期間は19か月間と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 50 年 9 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①当時は、実家は理容店を営み私の母親が、将来のことを考え 20 歳から国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。母親は当時住み込みで働いていた従業員の保険料も一緒に納付していた。結婚後氏名変更するため、夫が市役所に年金手帳と領収証書を持って行ったときに、結婚前の年金記録が無くなっていることを知った。

申立期間②については、私が夫の分も一緒に銀行で納付していたので、私の分が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとすると、申立人の夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず申立人の分が未納となっているのは不自然である上、申立期間は 3 か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚後転居した A 市で、申立人の夫と夫婦連番で昭和 50 年 12 月ころ払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納

付に関与していないため、加入状況、納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親と一緒に国民年金保険料を納付したとする従業員は、昭和 50 年 2 月 13 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、20 歳から国民年金に加入していない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は22歳のときに結婚したが、国民年金には加入していなかった。嫁ぎ先で、A町役場に嘱託として勤務していた義父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納めてくれていた。一緒に国民年金保険料を納付していた夫は、社会保険庁の記録では納付済みとなっているのに私の分が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年3月ころ払い出され、申立期間は過年度納付が可能な期間である上、申立人の所持する領収証書及びB市国民年金被保険者名簿に、45年3月31日に41年2月から42年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を納付していることから、納付意識は高かったと考えられ、申立期間もおおむね2年程度と比較的短期間である。

さらに、申立期間に、一緒に納付していたとする申立人の夫は国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年9月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年9月まで  
② 昭和57年4月から同年6月まで

昭和46年ころ、夫婦一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料については、夫婦別々に納付していたが、私の保険料については、私や同居の母がA銀行（現在は、B銀行）C支店で定期的に納付しており、47年7月からは、申立期間も含め付加保険料も納付していた。D市役所から保険料の未納がある旨の督促状が届いたこともなく、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、昭和47年7月からは、申立期間①及び②を含め、付加保険料も納付していたとすると、申立期間①及び②を除く、47年7月から61年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料に加えて、付加保険料も納付していることが、市の被保険者名簿から確認できる上、申立期間以外に未納は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間中の国民年金保険料の納付方法及び納付場所を具体的に記憶している上、申立期間①は6か月、申立期間②は3か月と短期間である当該申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年12月まで

昭和48年1月ごろ、私が夫婦二人の国民年金の加入手続をし、保険料の納付も二人分を一緒に納付してきた。

昭和55年ころにA市役所から届いた通知で、私が国民年金を受給するために必要な保険料の納付期間が不足していることを知り、その通知書を持って徴収場所であるBにおいて納付したのを鮮明に記憶している。申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろにA市役所から申立人あてに送付された特例納付に関しての通知書を所持している上、申立期間の国民年金保険料を納付した場所、納付方法を詳細かつ具体的に記憶している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について第3回特例納付を利用して、13万2,000円を納付したとしているところ、その金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付する場合に算出した金額と一致している上、当時、申立人が、その保険料額を支払えなかったとする特別な事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した昭和48年1月から未納が無い上、56年4月から平成元年3月までは、毎年度の保険料を前納しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和23年10月1日から33年4月1日まで  
③ 昭和33年5月21日から同年12月16日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間は、A社及び株式会社Bに勤務していたのに、脱退手当金支給済みとなっているが、受け取った記憶が無い。ところが昭和33年4月1日から同年5月21日までの期間は、株式会社BのC支店に勤務していたが、その期間が脱退手当金から欠落しているのは疑問であるし、勤務したことのない事業所の記録が入っていたこともあり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、株式会社Bに係る申立期間の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人と同じ株式会社Bの厚生年金保険被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の事業所別被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の同名簿にはその表示が無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び旧台帳にも脱退手当金裁定のために記録照会が行われたこ

とを示す記載が無い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年後の昭和34年12月\*日に支給されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金を納付しており、その後、60歳になるまで厚生年金保険を含め保険料をすべて納付していることを踏まえると、年金に対する意識の高さがうかがえ、申立期間の脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

なお、申立人が勤務したことがない事業所(D)の記録については、申立人の被保険者記録照会回答票において、既に訂正されていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年3月から9年10月までは59万円に、同年11月から10年2月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月31日まで  
社会保険庁の記録では、A株式会社（旧社名は、株式会社B）に勤務していたときの標準報酬月額が、事実と異なる額に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されている。調査して正しい記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）から、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年3月から9年10月までは59万円、同年11月から10年2月までは53万円と記録されていたことが確認できる。

また、当該事業所の源泉徴収簿における申立人の申立期間に係る報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額については、平成8年3月から9年10月までは59万円、同年11月から10年2月までは53万円と確認することができ、社会保険庁の当初の記録と一致している。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社は平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日以降の同年4月2日付けで、8年3月から9年10月までを59万円から9万2,000円に、同年11月から10年2月までを53万円から9万2,000円に<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、登記簿謄本によると、申立人は株式会社B当時代表取締役であったことが確認できるが、昭和62年10月1日に外部から新たに就任した取締



役が代表取締役役に就任し、社名をA株式会社と変更して会社の業務目的も変更が行われた際、申立人は同社の代表取締役を退任、併せて取締役を辞任したことが確認できる。

また、事業主及び同僚から申立人は役員を辞任後、当該事業所の製造部門の責任者として勤務していたが、会社の社会保険業務に関与していなかったとの供述があった。

さらに、社会保険庁の記録では、当該事業所が適用事業所ではなくなった日以降の平成10年4月2日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が減額訂正されており、この遡及<sup>そきゅう</sup>した訂正処理により8年8月8日付け及び9年8月4日付けの2回の定時決定が取り消されている。

加えて、事業主は厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所の担当者に対して、滞納している保険料の分割納付の可否や、当該事業所を廃止し、別の事業所を新たな適用事業所として届け出ることの可否、及び従業者を現事業所から新たな事業所に付け替える相談をした際、担当者から事業所の事務担当者を介して、滞納保険料については遡及<sup>そきゅう</sup>して減額の処理ができる旨の説明を受けたこと、新たに届けを行う事業所については、再び保険料の滞納をする懸念があるので標準報酬月額を最初から低くすること等を指導され、自己を含めた5人の標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出書に捺印したと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及<sup>そきゅう</sup>による記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が、社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立人の標準報酬月額を平成8年3月から9年10月までは59万円に、同年11月から10年2月までは53万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成10年2月から11年12月までの期間を36万円に、12年1月及び同年2月を34万円に、同年3月から14年12月までの期間を36万円に、15年1月を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年5月1日から15年2月6日まで

平成21年1月ごろに60歳を過ぎたので、社会保険事務所に行き年金について説明を受けた。すると、株式会社Aに勤務していた平成9年以降退職する15年2月6日までの期間について、持参した給与明細書で控除されている厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額と、社会保険事務所が記録している標準報酬月額が一致しないことが判明した。9年5月から15年1月までの期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内で認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、平成10年2月から11年12月までの期間を36万円に、12年1月及び同年2月

を 34 万円に、同年 3 月から 14 年 12 月までの期間を 36 万円に、15 年 1 月を 34 万円に訂正することが妥当である。

一方、平成 9 年 5 月から 10 年 1 月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録における標準報酬月額を照合したところ、両者が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成 10 年 2 月から 15 年 1 月までの期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年5月31日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち平成3年8月から4年4月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答表（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年5月31日以降の5年2月4日付けで、申立人と代表取締役の二人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、3年8月から4年4月までの標準報酬月額は53万円から9万8,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は同社の取締役であったが、営業担当であり、社会保険事務には関与していなかったと供述しているところ、同僚の取締役は、申立人は代表取締役の妻であったが、代表取締役を相手に民事訴訟を提起し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の約半年前から入社しなくなり、以後は、社会保険事務関係の対応は代表取締役が一人で行っていたと供述しており（平成4年\*月に離婚成立）、申立人は標準報酬月額

を<sup>そきゅう</sup>遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円にすることが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和39年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月27日から同年5月1日まで  
社会保険庁の記録では、B組合C支部の資格喪失日が昭和39年4月27日、A組合(45年3月1日にB組合に商号変更)の資格取得日が39年5月1日となっているが、同組合C支部からD本部への異動(転勤)であり、35年6月1日入社以来41年1月16日まで一貫して勤めている。当該期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B組合は、商業登記簿上、平成11年6月18日に清算終了している上、同組合の清算人は、当時の資料がなく、人事記録等は同組合事務局がすべて取り仕切っていたので、申立人の勤務実態及び社会保険料の控除については不明としているが、同僚の供述から申立人が同組合に継続して勤務し(昭和39年4月26日にB組合C支部からA組合に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、異動日については、申立人が昭和39年4月後半に転勤辞令を受け、同年5月に転勤したとしていること及び社会保険を含む経理担当をしていた元同僚の供述から、同年4月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合に係る昭和39年5月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該組合は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元清算人も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成7年1月20日であると認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年10月までの標準報酬月額は、53万円、同年11月及び同年12月の標準報酬月額は59万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から6年5月31日まで  
② 平成6年5月31日から7年1月20日まで

社会保険庁からの連絡により、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成5年4月から6年4月までの標準報酬月額が7年3月28日に53万円から8万円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、平成6年5月31日から7年1月20日までも厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年1月20日）後の7年3月28日付けで、遡及して標準報酬月額が8万円に訂正さ



れていることが確認できる。

また、申立期間②については、同回答票において、申立人のA株式会社における資格喪失日が、当初平成6年11月30日と記録されていた（同年12月12日処理）にも関わらず、同年12月21日に同記録が取り消された上、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（7年1月20日）後の7年3月28日付けで、前述の標準報酬月額<sup>（そきゅう）</sup>の遡及訂正処理と同時に遡及<sup>（そきゅう）</sup>して6年10月1日の定時決定を取り消し、資格喪失日を6年5月31日とする処理がなされていることが確認できる。

さらに、同社では、申立人のほかにも標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている者が一人確認できる。

加えて、申立人は当該事業所において取締役であることが確認できるが、事業主が、申立人は社会保険の手続などに携わっていなかった旨の供述をしていることから、申立人は、標準報酬月額<sup>（そきゅう）</sup>を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

一方、同僚の供述によると、申立人は当該事業所において、適用事業所ではなくなった日（平成7年1月20日）まで勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及<sup>（そきゅう）</sup>して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり53万円とすることが必要と認められる。

また、申立期間②についても、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成6年5月31日とする旨の処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日を7年1月20日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間②のうち平成6年5月から同年10月までに係る標準報酬月額は、申立人の当該事業所における平成6年4月の社会保険庁の記録から53万円、同年11月及び同年12月に係る標準報酬月額については、同記録から59万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年9月30日まで

平成20年11月ごろ、社会保険事務所から書類を用意してほしいとの手紙が来た。そのあと書類を取りに社会保険事務所から二人の人が来たが、その時に申立期間の標準報酬月額が引き下げられていたことを知った。

株式会社Aでは、取締役であったが、工場長を兼任しており、ずっと工場の現場で従事していたので、経営には全く関与していない。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する平成8年10月から10年8月までは50万円とされていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年9月30日）以降の同年10月1日に、8年10月1日にさかのぼって標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが認められる。

また、申立人が所持していた申立期間に係る源泉徴収票には、社会保険料控除額として標準報酬月額50万円に対応する保険料額が記載されている。

さらに、申立人は株式会社Aにおいて取締役であったことが確認できるが、同社の複数の同僚は、申立人は工場長として現場作業に従事していたと供述している上、事業主も経営に関してはほとんど自分が決定していたとし、標準報酬月額引下げについては、申立人とそのような話を

したことはないと供述していることから判断すると、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正手続に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立期間に係る標準報酬月額を50万円から9万8,000円に引き下げる合理的な理由は見当たらず、当該標準報酬月額については有効な処理となる記録訂正があったと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年10月から10年8月までを50万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年5月11日まで

平成3年4月1日付けで、A株式会社C部B営業所へ異動した際、会社が誤ったために、同年4月1日付けで資格取得を届け出るところ、同年5月11日付けで取得していた。

社内異動なのに、この期間だけ空白があるのはおかしい。記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事台帳の写し、雇用保険及び健康保険組合の被保険者記録並びに申立人から提出のあった給与明細書から、申立人が申立期間もA株式会社に継続して勤務し（平成3年4月1日にA株式会社D営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書により控除されている厚生年金保険料の金額から、34万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事業所間の異動の際の、手続上の誤りと思われると回答していることから、事業主は、平成3年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格取得届を届け出るべきところ同年5月11日を資格取得日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る3年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成2年10月から3年9月までの標準報酬月額を36万円、同年10月から4年9月までを50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年10月27日まで  
A株式会社を兄夫婦（代表取締役B氏、妻C氏）とともに始めた。営業部門を担当していたが、会社は2回目の不渡りを平成4年10月に出し倒産した。

平成20年12月に社会保険庁の職員から、「平成2年からの標準報酬月額が引き下げられている。」との話を聞き驚いた。当時、兄からそのような説明は無く、勝手に厚生年金保険の記録が引き下げられているのは事実なので、元の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年9月までは36万円、同年10月から4年9月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月27日より後の5年1月7日付けで、申立人と事業主の二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額がそれぞれ9万8,000円、15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及<sup>そきゅう</sup>により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、事業主の実弟であり、当該事業所の取締役であったが、実兄である事業主のB氏の供述によると、「申立人が改ざんに関して、知りうる立場でなく、行える立場でもない。」としている。

このほか、申立人が遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出たとおり、平成2年10月から3年9月までは36万円、同年10月から4年9月までは50万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年8月1日から5年4月21日まで

社会保険事務所からの連絡により、有限会社Aに勤務した期間のうち、平成4年8月1日から5年3月までの標準報酬月額が遡及訂正されており、実際の給料と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を遡及訂正前の額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から5年3月までは41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が、代表取締役及びその娘以外の従業員の厚生年金保険被保険者の資格を喪失させた平成5年4月21日（処理日は、5年4月28日）の後の同月28日付けで、申立人及び同僚7人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の4年8月から5年3月までの標準報酬月額は4年10月の定時決定の記録（41万円）を取り消した上、41万円から15万円へと訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書から、減額訂正されている期間において、減額される以前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、「申立人は一般従業員であり、処理に関与しておらず、遡及訂正の事実も知らされていなかった。」と供述していることから、申立人は当該処理に関与していないものと考えられる。



これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及<sup>そきゆう</sup>して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 41 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

2 また、申立期間③における資格喪失日は平成3年11月30日であると認められることから、申立人の申立期間③に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月27日から同年6月1日まで  
② 平成3年6月1日から同年10月31日まで  
③ 平成3年10月31日から同年11月30日まで

社会保険庁の記録では、株式会社Aでの厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成3年2月27日、再取得日が同年6月1日、再喪失日が同年10月31日となっているが、昭和63年11月11日から平成3年11月29日まで継続して勤務している。

また、同庁の記録では、平成3年6月から同年9月までの標準報酬月額が22万円となっているが、47万円であるはずである。被保険者期間及び標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成3年11月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日以降の4年3月4日付けで、3年6月から同年9月までの間、47万円から22万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、標準報酬月額を22万円に訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の雇用保険の記録における離職時賃金日額から、離職前6か月間の各月ごとの給与額は約47万円と推認できることから、申立人の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>は、当該遡<sup>そく</sup>及訂正前に記録されていた47万円であったものと推認できる。

さらに、同僚は、「申立人は一貫して工事部門に所属しており、事務部門に所属したことはなく、最終役職は課長であった」と供述していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間②<sup>そきゅう</sup>について、当該訂正処理を遡<sup>そく</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、47万円とすることが必要と認められる。

- 2 申立期間③について、社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成3年11月11日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるが、同社は申立期間③において法人格を有していることから、申立期間③当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成3年11月11日以降の4年3月5日<sup>そきゅう</sup>付けで、遡<sup>そく</sup>及して処理されていることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録から、申立人は株式会社Aに3年11月29日まで継続して勤務していたことが確認できることから、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険事務所は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失届を平成4年3月5日に処理しており、これは、上記の申立期間②における標準報酬月額の訂正処理の翌日に当たることから、同処理との一体性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間③について、社会保険事務所が当該処理を遡<sup>そく</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間③に係る資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る資格喪失日は、平成3年11月29日に資格を喪失した雇用保険の被保険者情報から、同年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を雇用保険の離職時賃金日額から、47万円とすることが必要である。

- 3 申立期間①について、雇用保険の被保険者情報では、被保険者期間は昭和62年2月1日から平成3年11月29日までとなっていることから、

申立人は、当該期間に株式会社Aに勤務していたものと推認できる。しかしながら、社会保険庁の記録によると同社は、平成3年2月27日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①は国民年金被保険者期間となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、社会保険庁の株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立人の前後に掲載されている複数人の同僚も、当該期間は国民年金被保険者期間として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年12月27日まで  
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aにおける被保険者期間のうち、平成4年2月において、標準報酬月額が2年4月までさかのぼり9万8,000円に引き下げられていることがわかった。  
標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年4月から同年11月までの期間は53万円（当該期間における厚生年金保険の最高標準報酬月額）と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年1月20日以後の4年2月29日において、2年4月までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は当該事業所の取締役であったことが商業登記で確認できるものの、当時の申立人の担当は財務であり、別に社会保険担当の役員・経理部長がいたとする複数人の同僚の供述も得られたことから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

また、倒産後の残務処理においても、複数人の同僚の供述から申立人が当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

さらに、申立人から提出された平成2年分給与所得の源泉徴収票によ

れば、社会保険料等の金額は、申立期間当時の社会保険料等の概算と近似しており、申立期間において申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

加えて、雇用保険受給資格者証によれば、記載された離職時賃金日額 2 万 685 円に 30 を乗じた額（62 万 550 円）は、訂正前の健康保険の標準報酬月額 62 万円とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険庁に届け出た訂正前の記録から、平成 2 年 4 月から同年 11 月までを 53 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成元年9月から2年6月までは38万円、同年7月から3年5月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から3年6月30日まで  
社会保険庁の記録では、株式会社Aでの平成元年9月から3年5月までの21か月についての標準報酬月額が給与の額に見合っていない。元年9月から2年6月までの給与は38万円、同年7月から3年5月までの給与は62万円であり、標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、厚生年金保険の適用事業所である株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年7月から2年6月までは38万円、同年7月からは53万円（当該期間における厚生年金保険の最高標準報酬月額）と記録されていたが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった3年6月30日以後の同年7月23日に、元年9月までさかのぼり、同年9月から2年6月までの38万円、2年7月から3年5月までの53万円が8万6,000円に引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及<sup>そきゅう</sup>により記録を訂正するという処理を行う合理的理由は見当たらない。

一方、申立人は株式会社Aの取締役であったことが商業登記で確認できるが、平素からの担当は営業、仕入れであったとの供述があるほか、事業主である代表取締役及び経理担当者が突然不在となったこと、会社の経理や社会保険関係の手続は代表取締役と経理担当者の二人によりも

っぱら行われていたという供述が複数の会社関係者から得られた。

さらに、事業主が不在となる以前に従業員にクレジットカードでキャッシングを依頼するなど、資金繰りが逼迫していたことについて複数の供述があった。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険庁に届け出た当初の記録から、平成元年9月から2年6月までは38万円、同年7月から3年5月までは53万円とすることが必要と認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和60年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月21日から同年4月1日まで

高校卒業直後の昭和60年3月に株式会社Aに入社し、同年5月に退社しました。同年4月と同年5月の給与から厚生年金保険料と健康保険の社会保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録では1か月分しか厚生年金保険の被保険者記録が無い。この2か月分について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細表及び同僚の供述により、申立人は高校卒業直後の昭和60年3月から株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

さらに、昭和60年4月及び同年5月の給与明細表で、同年3月及び同年4月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該控除保険料額は、申立人の株式会社Aにおける社会保険事務所の昭和60年4月の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細表で確認できる控除保険料額及び申立人の株式会社Aにおける昭和60年4月の社会保険庁のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主が死亡しているほか、関連資料も散逸して確認できないこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 4 月 1 日に訂正し、標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間及びそれ以降の平成 4 年 4 月 1 日まで同一の社会福祉法人に在籍していた。社会保険庁の記録では転勤に伴う手続で昭和 63 年 3 月 31 日まで勤務していたA法人で同日に資格を喪失し、同年 4 月 1 日に転勤先の同じ敷地内にあったB施設で資格を取得したことになる。この間 1 日の空白があるため、3 月も 4 月も保険料を控除されていたにもかかわらず、この期間の 1 か月分が被保険者期間とされていないのは不本意である。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所が提出した人事記録から判断すると、申立人は同じ社会福祉法人に継続して勤務していたことが確認できることから(昭和 63 年 4 月 1 日にA法人から同じ敷地内のB施設に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 4 月の社会保険事務所の記録から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の当該事業所による納付義務については、事業主は、申立人の資格喪失時において届出を誤ったことに伴い納付していないことを認めている上、当該事業所が資格喪失日を昭和 63 年 4 月 1 日

と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該事業所が同年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、当該事業所は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月28日から同年3月1日まで  
申立期間の厚生年金保険料を平成5年3月15日に事業主に控除されたが、年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かったため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が有限会社Aに平成5年2月28日まで勤務していたことが確認できる。

そして、申立期間の厚生年金保険料を控除していたことがうかがわれる領収書があることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける平成5年1月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成14年2月4日に適用事業所ではなくなり、当時の事業主も既に死亡していることから不明であるが、事業主が資格喪失日を5年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の

保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和58年9月は14万2,000円、同年10月から同年11月までの期間は16万円、同年12月は15万円、59年1月から同年3月までの期間は16万円、同年4月から同年7月までの期間は18万円、同年8月は19万円、同年9月は18万円、同年10月は19万円、同年11月から60年1月までの期間は20万円、同年2月から同年3月までの期間は18万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までの期間は19万円、61年4月は20万円、同年5月から同年7月までの期間は18万円、62年4月から63年3月までの期間は20万円、同年4月から同年6月までの期間は24万円、平成2年2月は26万円、同年4月から同年7月までの期間は38万円、3年4月から同年9月までの期間は41万円、5年9月から6年10月までの期間は44万円、同年11月から7年2月までの期間は38万円、同年3月から同年12月までの期間は41万円、8年1月は38万円、同年2月から同年4月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月1日から平成8年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、株式会社Aに勤務していた昭和58年4月から平成8年4月までの期間のうち、複数の期間に係る標準報酬月額が、給料明細書に記載されている保険料に相当する報酬月額と相違していることが判明した。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和58年9月は14万2,000円、同年10月から同年11月までの期間は16万円、同年12月は15万円、59年1月から同年3月までの期間は16万円、同年4月から同年7月までの期間は18万円、同年8月は19万円、同年9月は18万円、同年10月は19万円、同年11月から60年1月までの期間は20万円、同年2月から同年3月までの期間は18万円、同年4月は19万円、同年5月は18万円、同年6月から同年9月までの期間は19万円、61年4月は20万円、同年5月から同年7月までの期間は18万円、62年4月から63年3月までの期間は20万円、同年4月から同年6月までの期間は24万円、平成2年2月は26万円、同年4月から同年7月までの期間は38万円、3年4月から同年9月までの期間は41万円、5年9月から6年10月までの期間は44万円、同年11月から7年2月までの期間は38万円、同年3月から同年12月までの期間は41万円、8年1月は38万円、同年2月から同年4月までの期間は41万円に訂正するとすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月まで、同年8月から62年3月まで、63年7月から平成2年1月まで、同年3月、同年8月から3年3月まで及び同年10月から5年8月までについては、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業している上、事業主は死亡しているため不明であるが、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁が管理するオンライン記録上の申立人の標準報酬月額が、申立期間のうち、昭和58年9月から平成8年4月までの長期間にわたり一致しておらず(当該期間のうち上



記訂正を行わない期間を除く)、申立人の標準報酬月額については実態に即した内容の届出が行われていたとは考え難いことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年11月30日まで  
A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い報酬額に訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人を含む3人の取締役のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成6年11月30日より後の同年12月6日に、同年4月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定を取り消した上で、6年4月1日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

このうち、申立人の標準報酬月額は、平成6年4月から同年10月までの間が36万円から15万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人はA株式会社の取締役であることが商業登記簿で確認できるものの、申立人は、システム開発担当であり、社会保険手続には関与していないと主張している上、事業主及び同僚からも同様の供述があった。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から36万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から4年1月31日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が9万2,000円に減額されているので、訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時勤めていた株式会社Aは、平成4年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は適用事業所でなくなった日かつ資格喪失日後である同年2月28日に、申立人に係る2回の定時決定(2年10月及び3年10月)を取り消した上で、2年2月から3年12月までの標準報酬月額(53万円と当初記録されていたもの)が9万2,000円に遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、株式会社Aでは営業の総責任者であり、社会保険事務には関与していないと主張しているところ、同社の事業主は、社会保険事務は他の社員が行っており申立人は関与していないとしており、複数の同僚も事業主と同様の供述をしている。

さらに、申立人は、商業登記簿では平成3年5月に株式会社Aの取締役を退任しており、遡<sup>そきゆう</sup>及訂正の行われた時期には同社の役員ではない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゆう</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業

主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から 53 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成5年5月から6年10月までは53万円に、同年11月は59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年12月31日まで  
有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額されている。訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が、申立期間当時勤務していた有限会社Aは、平成6年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の7年6月8日に、5年10月及び6年10月の定時決定を取り消した上で、5年5月から6年10月までは53万円から9万8,000円に、同年11月は59万円から9万8,000円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理当時、有限会社Aの代表取締役であるが、同社の取締役及び申立人の妻（当時、株式会社Bに勤務）は、同社は株式会社Bの下請けであり、元請けの株式会社Bが有限会社Aの社会保険関係の事務を一括して行い、社会保険手続に関する権限は株式会社Bにあったとしている。

さらに、有限会社Aと同様に株式会社Bの下請けであった会社の事業主及び申立人の妻は、株式会社Bが各下請け会社の社会保険料を控除した後、

売掛金を各下請け会社に分配していたとしており、保険料納付についても、株式会社Bが一括して行っていたことがうかがえる。

なお、上記下請け会社の事業主及び取締役も、申立人と同日の平成7年6月8日に、5年10月及び6年10月の定時決定を取り消した上で、5年5月から6年11月までの標準報酬月額が遡及して訂正されていることが社会保険庁の記録で確認できる。

加えて、申立人は有限会社Aでは工事の現場の仕事をしており、同社の社会保険関係の事務は株式会社Bが一括して行っていたとの供述が複数の会社関係者から得られた。

これらのことから、申立人は標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た当初の記録から、平成5年5月から6年10月までは53万円に、同年11月は59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から9年2月21日まで  
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aに勤務していた平成7年9月1日から9年2月21日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い標準報酬月額に変更されている。調査の上、変更前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年3月31日より後の同年5月7日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、申立人は飲食店舗での調理担当であり、社会保険業務とは部署が違うので全く関わりがなかったと供述している上、雇用保険の加入記録によれば、平成9年2月20日に当該事業所を離職しており、標準報酬月額の遡及訂正そきゅうに関与していなかったと考えられる。

加えて、雇用保険受給資格者証によれば、離職時賃金日額2万1,789円に30を乗じた額は訂正前の標準報酬月額59万円に見合う額となっている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から 59 万円とすることが必要と認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成9年2月から同年5月までの期間及び9年6月から同年11月までの期間の標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成9年2月1日から同年6月21日まで  
② 平成9年6月21日から同年12月16日まで

A株式会社に在籍していた申立期間①の標準報酬月額が平成11年2月1日になって、またB株式会社に在籍していた申立期間②の標準報酬月額が10年1月9日になって、それぞれ引き下げられているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年2月から同年5月までは56万円と記録していたところ、同社が適用事業所ではなくなった11年1月19日以降の同年2月1日に標準報酬月額が遡及して訂正処理されており、9年2月から同年5月までが9万2,000円に減額されていることが確認できる上、9年5月の給料台帳からは、申立人は標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人のB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年6月から同年11月までは56万円と記録していたところ、同社が適用事業所ではなくなった同年12月16日以降の10年1月9日に標準報酬月額が遡及して訂正処理されており、9年6月から同年11月までが9万2,000円に減額されていることが確認できる。

なお、申立人は、A株式会社及びB株式会社の代表取締役の妻であり、A株式会社の商業登記簿謄本から平成9年7月までは同事業所の取締役で

あり、それ以後は監査役であったことが確認できる。

しかしながら、A株式会社及びB株式会社の複数の従業員によると、申立人を見かけたことはあるが常勤的な勤務の実態は無かったと供述しており、申立人も社会保険関係の手続には関わりが無かったと供述していることから、申立人が減額訂正に関与していたことはうかがえない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、申立期間①の平成9年2月から同年5月までは56万円に、また、申立期間②の9年6月から同年11月までは56万円とすることが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年11月11日まで  
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社に勤務した期間のうち、平成6年12月から7年10月までの標準報酬月額がさかのぼって下げられていることが判明した。当時の給料は、月に47万円くらいで下がってはいないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年12月から7年10月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月11日より後の同年12月5日付けで、申立人と事業主の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人に係る標準報酬月額は47万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成7年分の所得税の確定申告書の控えに記載された社会保険料控除額を検証したところ、申立期間を含む同年においては、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除があったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時はA株式会社の取締役（資格喪失時は監査役）であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、営業担当であり社会保険手続には関与していないと主張しており、事業主や他の同僚も、申立人は営業担当であり、社会保険事務に関与する立場ではなかったと供述していることから、申立人は社会保険事務について権限

を有しておらず、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に関与していなかったと考えられる。

加えて、A株式会社を含むグループ会社の会長（B株式会社の代表取締役）によると、申立人は、営業に関する事業主の補佐役であり、社会保険などの経理及び総務の事務は、自分が行っていたとしており、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理の手続についても自分が行ったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理<sup>そきゅう</sup>を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円とすることが必要と認められる。

## 埼玉国民年金 事案 2413 (事案 1095 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から45年3月まで  
社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、昭和41年8月から45年3月までの国民年金保険料について、未納となっていることが分かったが、当該期間については母が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間があり、申立期間当時、申立人及びその両親と同居していた申立人の3人の姉妹は、申立人と同様に、20歳から厚生年金保険に加入するまでの期間が未加入となっており、その後の厚生年金保険加入期間中も国民年金保険料を納付した形跡がみられないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その姉の国民年金保険料が昭和41年7月から申立期間を含め納付されているのに、同年8月に20歳になった自分の申立期間の保険料が未納とされているのは納得できないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 7 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、昭和 38 年 9 月に会社を退職した後、自分で国民年金に加入手続をして A 市役所 B 出張所で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 38 年 9 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、自分で国民年金の加入手続をして納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成 2 年 9 月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の年金手帳に平成 2 年 9 月 25 日付けで「重複取消済」と記載されていることについては、厚生年金保険に加入した際に払い出された記号番号と国民年金手帳記号番号が統合されたことによるものであり、それによって納付記録の管理に適正を欠いた形跡はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から51年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、A市役所でまとめて納付した記憶があり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和52年3月に結婚したのを契機に、A市役所でまとめて納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、52年3月ごろであり、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の昭和51年度の国民年金保険料は昭和52年3月14日に一括で納付されており、引続く52年度の保険料も同年4月16日に一括で納付されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその妻の保険料も、厚生年金保険の資格を喪失した52年1月から53年3月までの期間は、申立人の保険料とともに一括で納付されたものと推認されることから、これら申立期間と近接した時期にまとめて保険料を納付したことと、申立期間の保険料の納付を混同した可能性がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、母親がA区の集金人に納付してくれたはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母親が納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和40年6月であり、その時点では、申立期間の保険料はさかのぼって納付する必要がある期間となるが、母親は既に他界していて保険料の納付状況が不明である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と同居し一緒に靴の加工業を営んでいたとするその兄は、国民年金に加入していない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時居住していたA市で国民年金加入手続をした際、過去にさかのぼって納付できる未納分の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所で国民年金の加入手続をした際、申立期間を含め過去の未納の保険料を20万円から30万円くらいさかのぼって納付したとしているが、申立人が国民年金加入手続を行ったと推認できる昭和49年2月に、申立期間直後の40年4月から46年12月までの未納保険料を特例納付した記録があり、当該特例納付の保険料額に申立期間の保険料を合わせて特例納付した場合の保険料額、49年2月の加入時点で納付したと推定できる過年度保険料額及び現年度保険料額の合計額は13万1,400円となり、申立人が記憶している保険料額と相違している。

また、申立人の年金受給に必要な納付期間は24年であり、納付記録上、申立人の納付が開始された昭和40年4月から60歳の時点まで納付すれば同期間を満了するため、申立人が市役所で国民年金に加入した際、年金受給に必要な納付期間を確認した上で、40年4月から46年12月までの保険料を特例納付した可能性があり、その直前の申立期間の保険料を納付しなければならない事情は見られない。

さらに、申立期間の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から53年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、昭和48年10月に会社を退職後、国民年金に加入し、保険料を毎月納付していたので申立期間が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和48年10月に会社を退職した後、同年中に国民年金に加入し、毎月保険料を納付したとしているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号から、国民年金への加入手続は夫婦同時に53年4月ごろになされたものと推定され、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年8月までの期間及び4年4月から6年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年8月まで  
② 平成4年4月から6年5月まで

私は退職後しばらく年金にも加入せずにいたが、老後が心配になり平成元年、46歳のころA社会保険事務所に出向き相談したところ、60歳まで継続して保険料を納付すれば受給要件を満たすとのことであったので、茶色の枠の納付書を交付してもらった。妻は無年金の状況であるが、自身の分だけでも年金を受給できるようにしたいと妻の理解を得て、保険料を納付した。保険料は妻が社会保険事務所でもらった納付書により毎月納付してきた。未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年ごろ社会保険事務所に出向き、申立期間①及び②に係る納付書を交付してもらい、その納付書により申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が社会保険事務所に出向いた元年ごろは、少なくとも元年4月以降は現年度納付の期間であり、社会保険事務所が納付書を交付することはない。

また、申立人の納付記録を見ると、平成2年9月から4年3月までの国民年金保険料が時効間際の4年10月から6年3月にかけて毎月納付されていることから、申立人が社会保険事務所で納付書の交付を受け保険料納付を開始したのは4年10月ごろであると推認でき、この時点では申立期間①は時効により納付できない。

さらに、申立人が納付を開始したと推認できる平成4年10月では、申立期間②は現年度納付が可能であるが、申立人は、国民年金の手続は社会保

險事務所で行ったとしているのみで、現年度納付を行うための市役所での  
手続や現年度納付書についての記憶が曖昧である上、申立人の保険料を納  
付したとするその妻も現年度保険料を納付した覚えはないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月から43年6月まで

昭和39年2月に株式会社Aへ入社した。当時は社長と私だけの会社だったので厚生年金保険に加入せず国民年金に加入することにした。転職に伴いB区に転居し、妻が長男の出産を控えていたので、39年4月ころ国民健康保険と国民年金への加入手続をした記憶がある。保険料の納付は妻に任せていた。妻によるとB区役所で納付書により1,200円から1,300円くらいの保険料を納めていたと思うとのことである。その後、会社の社員が5、6人になったので、昭和43年7月から厚生年金保険に加入した。申立期間について、未加入となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はその妻が納付したとしているが、妻は申立期間当時B区で実施していた印紙検認による保険料の収納方法について記憶が無く、妻が納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額と異なるなど、申立期間の保険料の納付に関する状況が不明である。

また、申立期間は国民年金未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえず、申立人自身も国民年金手帳の交付についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで  
20 歳になったところに、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。  
申立期間の国民年金保険料についても、母親が納付したはずなので、未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の母親は、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 3 月から同年 4 月ごろであると推認され、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 22 日から 36 年 12 月 25 日まで  
ねんきん特別便で申立期間の年金記録が無かったため、社会保険事務所へ相談に行ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給されていると言われたが、受け取ってはいない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されているところ、備考欄には「37. 1. 29」との記載があり「脱」の表示が記されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 4 か月後の昭和 37 年 4 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 7 年 3 月 14 日まで  
社会保険事務所の記録では、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 5 年 6 月から 7 年 2 月までの期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の、株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、平成 5 年 6 月から 6 年 5 月までが 53 万円、同年 6 月から 7 年 2 月までが 50 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 7 年 3 月 14 日より後の 8 年 1 月 22 日付けで、標準報酬月額が遡及して 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は株式会社Aが設立された平成 4 年 10 月 27 日から代表取締役就任していることが確認できる。

また、申立人は、自身は名目的な代表取締役にすぎず、同社の実質的な経営者は親会社の株式会社Bの代表取締役であり、社会保険事務の権限は無かったと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、株式会社Bは休業を理由に平成 5 年 5 月 26 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、かつ、同社の商業登記簿謄本によると、株式会社Bの代表取締役及び取締役は株式会社Aの役員ではないことが確認でき、これらの事情を考慮すると、7 年 3 月及び 8 年 1 月の時点において、株式会社Bの関係者が申立人に無断で株式会社Aに関する社会保険事務の手続を行っ

たとえるのは不自然である。

なお、株式会社Bの代表取締役等に照会したが回答は無く、照会に回答のあった株式会社Bの従業員二人は、平成4年1月及び同年2月に同社を退職しているため、「不明（株式会社Bの関与については）」との回答であった。

さらに、株式会社Aの元取締役一人と一般社員の一人は、申立人が経理及び総務事務の責任者であったか否かは不明としているものの、いずれも、自身は経理等の事務には関与していなかったと供述しており、同社の社員が5人であることを考慮した場合、申立人が社会保険事務に関与していたと考えるのが相当である。

加えて、同社において標準報酬月額が減額処理が行われている者は申立人のみである。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで  
昭和 43 年 4 月から、A社B支社C支部（出張所）で事務員として働いていた。しかし、社会保険庁の記録では、同支社における厚生年金保険の加入記録は 44 年 5 月 1 日からとなっている。入社後に 2 か月から 3 か月間の研修期間があり、研修後に厚生年金保険に加入した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険被保険者として 2 か月の加入期間がある A 社 B 支社は、平成 13 年 3 月 31 日付けで、厚生年金保険は本社一括適用に変更されていることから、A社本社（以下「事業主」という。）に照会したところ、事業主が保管していた B 支社の健康保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険資格取得日は昭和 43 年 3 月 1 日、厚生年金保険資格取得日は 44 年 5 月 1 日、資格喪失日は健康保険、厚生年金保険ともに 44 年 7 月 26 日（44 年 7 月 31 日健康保険証返納）と記録されており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、事業主の協力を得て申立期間当時に健康保険及び厚生年金保険の加入資格を取得している約 1,000 人を対象として上記名簿を調査したところ、厚生年金保険資格取得日が健康保険資格取得日以降となっている者が申立人のほかに 5 人確認できた。なお、照会した同僚の一人は「当時、厚生年金保険の加入は従業員自身の希望によることとされていた」と回答している。

さらに、事業主からは、「昭和 44 年 5 月 1 日に内勤職員を対象とした『D』という新職種が設けられていることから、申立人が当時、当該職種に

なっていた場合、厚生年金保険の適用は同年5月1日からとなる」との回答があった。

加えて、申立人が同社B支社C支部（出張所）での同僚の氏名を記憶していないため、申立期間当時、B支社で厚生年金保険に加入していた者30人を対象に同僚照会したところ、回答が得られた11人の同僚はすべてC支部（出張所）での勤務経験が無く、申立人を記憶している同僚を把握することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた給与明細書等の資料及び申立てに係る事実を確認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 11 日まで  
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成 7 年 10 月から 13 年 9 月までの標準報酬月額が実際の給料より大幅に低い額になっている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 平成 7 年 10 月から 10 年 9 月までの申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、当初 59 万円と記録されていたが、10 年 1 月 7 日に同期間の定時決定が取り消され、当初は 59 万円であったものが、20 万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、株式会社Aの商業登記簿謄本及びB社会保険事務所が保管している同社に係る滞納処分票により、申立人は、申立期間において一貫して同社の代表取締役の地位にあったことが確認できる。

さらに、申立人は減額訂正の事務手続は承知しておらず、社会保険事務所が勝手に行ったと主張しているが、滞納処分票によると、B社会保険事務所では、平成 5 年 12 月 24 日を最初として同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 13 年 10 月 11 日の直前の同月 3 日までの間、申立人と滞納保険料の解消方策を協議及び指導していることが確認できることから、申立人がこの間の 10 年 1 月に行われたB社会保険事務所の申立人の標準報酬月額の減額訂正の事務手続を承知していなかったとは考え難く、当該記録訂正に関して、事業主であった申立人の同意があったと考えるのが自然である。

なお、同社において、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正されている者は、申立人と申立人の配偶者の二人だけである。

加えて、同社が加入していたC年金基金からは、「株式会社Aからの届出書は残っていないが、コンピュータの記録には平成7年から9年までの申立人の加入員給与月額<sup>そきゅう</sup>の訂正処理は9年12月に行われた」との供述があった。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負った代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の平成7年10月から10年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 平成10年10月から13年9月までの申立人の給与月額は、C年金基金が保管している加入員給与月額算定基礎届において20万円であることが確認できる。

また、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録）によると、平成10年10月から13年9月までの期間は、算定基礎届において申立人の標準報酬月額が20万円と届け出られていること、及び当該期間の標準報酬月額に取消・訂正処理は行われていないことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間の役員報酬が月額約120万円であったと思うと主張しているが、当時の役員報酬が確認できる賃金台帳や給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の平成10年10月から13年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 3 年 3 月 31 日まで  
株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額が、平成元年 11 月が 38 万円から 6 万 8,000 円に、同年 12 月から 2 年 11 月までが 38 万円から 8 万円に、同年 12 月から 3 年 2 月までが 50 万円から 8 万円に引き下げられているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年 11 月から 2 年 11 月まで 38 万円、同年 12 月から 3 年 2 月まで 50 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 31 日以後の同年 4 月 6 日付けで、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正されており、元年 11 月が 6 万 8,000 円、同年 12 月から 3 年 2 月までが 8 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、株式会社Aの代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、<sup>そきゅう</sup>遡及訂正が行われた平成 3 年 4 月にB社会保険事務所と滞納保険料の解消について相談したことを認めているにもかかわらず、「その結果は知らない」と供述しているが、同社の顧問社会保険労務士が同年 3 月 31 日に顧問契約を解除されていること、当時、同社で業務に従事していた者は申立人以下 3 人に減少していたことから、申立人が社会保険事務所の指導内容及び相談結果を知らなかったとは考え難い。したがって、申立人は、代表取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定に

ついて関与していたものと推認できる。

さらに、当該事業所において、標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されている者は申立人のみである。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 50 年 8 月まで

申立期間は、株式会社Aから派遣されてB店の婦人服売場で販売員として働いていた。健康保険証も同社からもらった記憶がある。しかし、厚生年金保険の加入記録が抜けているので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、B店の婦人服売場で働いていたことがうかがわれる。

しかしながら、株式会社A本社の企業年金基金からの回答によると、「当基金は昭和 41 年以降の従業員の加入履歴を管理しているが、申立人の加入記録は無い。したがって、同社が申立人を雇用していたかどうかは不明である」としており、申立人と株式会社Aとの雇用関係が確認できない。

また、同基金の担当者は、「申立人については記録が無いため不明ではあるが、当時の販売職員は、C所から派遣される者が多数いたと思われる」と供述している。

さらに、D保険組合からも「申立人の健康保険の加入記録は無い」との回答があり、雇用保険被保険者照会においても、申立人が同社で雇用保険に加入していた記録は確認できなかった。

加えて、申立人がB店に勤務していた同僚を記憶していないため、申立期間当時、株式会社Aに勤務していた従業員9人を対象に同僚照会したところ、複数の従業員から「自分は正社員で採用された。退社するとき厚生年金基金の加入員証を受け取った」、「E職員として採用された人は正

社員ではなかったと思う。AではEの人はかなり差別されていたと思う」  
との供述が得られた。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び申立てに係る事実を確認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 7 月 21 日まで  
社会保険庁からの連絡により、申立期間当時の株式会社Aにおける平成 8 年 9 月の標準報酬月額が 59 万円から 20 万円に、同年 10 月から 10 年 6 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に同年 7 月 27 日付けでさかのぼって訂正されていることが分かったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 10 年 7 月 21 日より後の同年 7 月 27 日付けで、申立人と申立人の妻である当該事業所の取締役の二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、8 年 9 月における標準報酬月額を 20 万円に、同年 10 月から 10 年 6 月までの標準報酬月額を 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、株式会社Aでは社会保険料を滞納しており、平成 8 年 9 月ごろから社会保険事務所の職員に保険料の支払について相談していると供述している。

また、申立人は社会保険料を滞納するようになってから社会保険労務士との契約を打ち切り、社会保険に関する手続を自ら行っており、当該事業所が適用事業所ではなくなる手続が行われたときに、会社印を持参して自ら社会保険事務所へ行ったと供述していることから、申立人が標

準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、当時の社員、取締役等の関係者に対して「照会しないでほしい」と供述しているために、申立期間当時の事業所の状況を把握することができなかった。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時に当該事業所の業務の執行に責任を有する代表取締役であった申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 6 月 30 日まで  
株式会社Aに勤務していた平成 11 年 5 月 1 日から 12 年 6 月 30 日までの期間について、社会保険事務所へ年金の記録の照会をしたところ、標準報酬月額が 9 万 8,000 円であるとの回答を得た。保険料控除等の証拠となる書類は無いが、入社以来、毎月の報酬が 25 万円ぐらいであったにもかかわらず、社会保険庁に記録された申立期間に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっていることに対して疑問がある。標準報酬月額を 25 万円に相当するものにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間の株式会社Aに係る標準報酬月額は 9 万 8,000 円とされている。

また、申立人は、入社以来、毎月の報酬が 25 万円ぐらいであったにもかかわらず、社会保険庁に記録された申立期間に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっていることに対して疑問があるとしている。

しかし、事業主から提出を受けた平成 11 年分の年間集計表（賃金台帳）の厚生年金欄に記載された額が、社会保険庁に記録された標準報酬月額をもとに計算した厚生年金保険の保険料額と等しくなる上、平成 12 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料の控除額欄に記載された額が、社会保険庁に記録された標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険の保険料額を加算した額とほぼ等しくなること、同僚から提出のあった給与明細書において

確認できる報酬月額（40万円以上）と社会保険庁の標準報酬月額の記録（9万8,000円）が乖離<sup>かいり</sup>している上、申立期間当時当該事業所において被保険者であった者74人のうち、51人の標準報酬月額の記録が9万8,000円とされていること、及び事業主が、社会保険事務所への届出どおりの保険料しか徴収していないと供述していることから判断すると、事業主は、給与支給額に応じた報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、申立期間について社会保険庁に記録された標準報酬月額（9万8,000円）に基づいた厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 1 月 31 日まで  
A 株式会社の代表取締役を務めていた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている。減額訂正した覚えはないので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社は、平成 3 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 5 月 9 日付けで 2 年 4 月から同年 12 月までの申立人に係る標準報酬月額が 53 万円から 28 万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る申立人の標準報酬月額が訂正されたことを知らなかったと申し立てているが、i) 商業登記簿により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できること、ii) 被保険者資格記録照会回答票により、申立人は、同社が適用事業所ではなくなった平成 3 年 1 月 31 日と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できること、iii) 同社が適用事業所ではなくなった 3 年 1 月 31 日の厚生年金保険被保険者は、申立人及びその配偶者並びに従業員二人の合計 4 人しか記録されていないことを考慮すると、申立人は、申立期間当時、同社の業務全般について知り得る立場であり、社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたものと推認されること、iv) 当時の従業員に照会したところ、申立人の標準報酬月額の減額訂正について、申立人が関与していなかったことをうかがわせる供述や資料の提供は無かったこと、などから判断して、申立期間の保険料納付義務に責任を負うべき同社

の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

10 年以上前、A 社会保険事務所からお聞きしたいことがあると電話があった。それから何日かしてから先日のことは自分の方で処理をした、来なくても結構ですとのことだった。平成 20 年 11 月に B 社会保険事務所に行き、初めて標準報酬月額の改ざんを知った。訂正処理が行われたことは知らなかった。記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、株式会社 C は平成 8 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったが、同日以降の 10 年 8 月 4 日に申立人は 7 年 7 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額 59 万円の記録を取り消され、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社 C の登記簿から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる上、同社の税務申告を担当していた D 事務所は、申立当時の同社の経営状態は良くなかったように覚えていると供述し、申立人も社会保険事務所の質問応答書で、平成 10 年ごろ廃業する前の何か月かの未納について社会保険事務所から相談の連絡があったと回答している。

また、株式会社 C の経理担当者は、「平成 8 年 8 月、社会保険事務所から滞納についての来所通知が来たので、申立人に言われ申立当時株式会社 C の社会保険手続をしていた労務事務所の労務士さんと一緒に行き説明し、全喪届は労務士さんが提出した。その後は申立人が残務整理をした。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

さらに、平成8年12月16日付け来所通知書によると、株式会社Cに同年6月から同年8月まで厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、株式会社 A で代表取締役就任していた期間のうち、平成 7 年 12 月から 9 年 5 月までの標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社 A の代表取締役に就任し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 9 年 12 月 26 日）及び 10 年 1 月 29 日に、7 年 12 月から 9 年 5 月までの 18 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、「当時、会社の経営が悪化した時期であり、社会保険事務所から適用事業所としての全喪処理についての説明は受けたが、標準報酬月額の減額訂正処理についての説明は受けてはいない。」としているものの、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めているとともに、「社長の報酬を少し下げるから」との社会保険事務所の説明を受けていることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の訂正処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年5月1日から26年3月14日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。当該期間については、A場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA場に勤務していたと申し立てているが、当時の同僚等の氏名は全く不明としていることから、これらの者からの供述が得られず、申立ての事実を確認することができない。

また、申立期間当時、B施設に勤務するC員の労務管理については、B施設の所在する都道府県におかれたD事務所において行われていたことから、当該事業所を管轄するE事務所の記録についてF局及びGに照会した結果、当該機関では申立人に係る厚生年金保険の記録は存在しないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月18日から48年10月26日まで  
社会保険庁の記録では昭和49年2月26日に脱退手当金を受け取ったことになっているが、その約1週間前である同年2月\*日に結婚式を挙げ、翌日にはAに新婚旅行に行った。そんな慌ただしい時期に社会保険事務所に行っていない。またB株式会社（現C株式会社）を辞めて公共職業安定所で紹介された事業所に再就職した。以上のことから脱退手当金を受け取っていないので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和49年2月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人はB株式会社を退職し、その約5か月後には別事業所に再就職しているものの、当該事業所においてB株式会社とは別の厚生年金保険被保険者番号を取得していることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月26日から34年12月1日まで

A株式会社の厚生年金保険の加入期間について、B社会保険事務所に照会したところ脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。自分で請求をした記憶も無ければ、請求の委任をした記憶も全く無い。昭和35年2月ごろに上京しており、手続もできたはずがない。納得できないので加入記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないほか、昭和48年まで厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

自分が代表取締役をしていた株式会社Aは廃業する直前まで社会保険料の滞納は無く、通常と変わらない経営状態だった。

ところが、申立期間当時の株式会社Aにおける標準報酬月額が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の平成 11 年 3 月 8 日に勝手に遡及訂正<sup>そきゅう</sup>されており納得がいけない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役をしていた株式会社Aは平成 9 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていたところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の 11 年 3 月 8 日に 9 年 5 月から同年 9 月までが 59 万円から 17 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、複数の元従業員などの供述によれば、申立人は代表取締役として株式会社Aの経営全般を掌握しており、社会保険事務を含めて経営の全責任を負っていたと推認できる上、申立人や元従業員に聴取しても、破産管財人など外部の第三者が標準報酬月額の引き下げに関与したという事実もうかがえない。

また、申立人の標準報酬月額を示す当時の給与明細書、賃金台帳などの資料は無い。

このほか、申立人が当該遡及訂正<sup>そきゅう</sup>処理に関与していなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負



っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで  
平成元年 2 月 1 日から A 院に勤務し、同年 7 月末に退職した。退職する際には同院から厚生年金保険の加入期間に空白ができないように手続をする旨の説明を口頭で受けたが、被保険者記録照会回答票を確認したところ、資格喪失日が同年 7 月 30 日になっており、1 か月の空白があった。被保険者期間は 6 か月であると思うので、調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は平成元年 7 月 29 日に A 院を離職していることが確認でき、厚生年金保険法第 14 条において資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされており、この離職日が社会保険庁のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日と合致していることから、申立人が申立期間に同院に勤務していたものとは認められない。

また、事業主から提出された平成元年 8 月 10 日支給の給与明細書により、申立人は申立期間に係る同年 7 月の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が平成元年 7 月 30 日に被保険者資格を喪失したとの記載が確認でき、この喪失日は社会保険庁のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から6年6月30日まで  
平成4年9月から6年5月までの標準報酬月額が、6年10月にさかのぼって36万円から8万円に引き下げられているのはおかしい。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aは、社会保険庁の記録により平成6年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できるところ、同年10月3日に申立人の4年9月1日から6年6月30日までの標準報酬月額が36万円から8万円に引き下げられたことが確認できる。

また、平成6年8月1日の標準報酬の月額変更及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の記録が同年10月3日及び同月5日に取消訂正が行われている当時の被保険者も存在したことから、遡<sup>そきゅう</sup>及して適用事業所でなくなった処理をしていたことがうかがえる。

しかし、申立人は申立期間当時、同社の資金繰りが苦しく社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の職員から厚生年金保険の脱退を勧められたとしていることから、申立人自らが、この遡<sup>そきゅう</sup>及処理に関与したと考えられる。

さらに、申立人は申立書において事業主の妻であるとしており、社会保険実務を行っていたとしている上、当時の従業員にも照会したところ、申立人が社会保険事務を行っていたのではないかという供述を得ている。

加えて、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正については、同社が適用事業所ではなくなった平成6年6月30日時点で被保険者資格があった者のうち、事業主と申立人以外の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正がなかったことから、同社の厚生年金保険の

適用事業所ではなくなる手続、及び標準報酬の訂正を事業主と相談のうえ処理を行った可能性が高く、先の地位及び役割上の事情も勘案すると、この訂正が有効ではなかったと主張するのは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで

社会保険料の滞納額 35 万円か 38 万円を妻が納付をしたので滞納は無いはずであるのに、有限会社 A における申立期間の標準報酬月額の減額処理が行われているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた有限会社 A における申立人の標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった平成 7 年 1 月 31 日より後である同年 2 月 25 日において 5 年 5 月から 7 年 1 月までの標準報酬月額が、36 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人及びその妻は社会保険料を滞納していたことを認めており、当該事業所の取締役である妻が、社会保険関係の手続をする上で、事業主に代わっていつでも押印できる立場にあったと供述していることから本件に申立人が関与していたと考えるのが自然である。

一方、申立人及びその妻は社会保険料の滞納額であったとする 35 万円又は 38 万円を B 市役所内に存在していた C 銀行（現在は、D 銀行）窓口で納付したと供述しているが、当該事実をうかがわせる領収書等の関連資料は無い。

なお、申立人は本件に係る関係者への照会を拒否していることから、他の供述及び関連資料等を得ることができない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の訂正処理に関与

しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上  
妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正  
を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 5 月 14 日まで  
私は株式会社Aという会社の代表取締役をしていたが、申立期間当時、役員に変更し、平成 13 年 12 月ごろまでは常勤として勤務し、その後は週 1 回非常勤として働いていた。

ところが、申立期間当時の私の標準報酬月額が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の平成 14 年 12 月 6 日に勝手に遡及訂正<sup>そきゅう</sup>されており納得がいけない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が勤務していた株式会社Aは平成 14 年 5 月 14 日に厚生年金保険適用事業所に該当しなくなっていたところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年 12 月 6 日に 13 年 10 月から 14 年 4 月までが 41 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人のみが被保険者であり、被保険者であった他の社員はすべて申立期間前に資格を喪失していることが確認できる。

また、法人登記簿やB社会保険事務局から提供された平成 13 年度の滞納処分票の事業主欄には申立人の名前が記されており、申立人は申立期間当時、当該事業所の事業主としてC社会保険事務局に滞納した保険料について相談するとともに全喪届等を提出し受理されていたことが確認できる。

さらに、申立人は破産管財人など外部の第三者が標準報酬月額の引き下げに関与した事実がなかったことを認めている。



加えて、申立人の標準報酬月額を示す当時の給与明細書、賃金台帳などの資料が見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 9 月 30 日まで  
株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 11 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 10 月 5 日付けで、10 年 10 月の定時決定及び 11 年 2 月の随時改訂を取り消した上で、10 年 4 月から 11 年 8 月までの間を 59 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 11 年 9 月ごろ、会社を整理するため担当者が社会保険事務所に出席し、滞納していた社会保険料の納付等について相談したところ、社長である申立人を含め数人の標準報酬月額を引き下げれば滞納分を納付しなくてもよいと説明され、担当者に届出をさせた旨の供述をしていることから、申立人は同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に関与したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 12 月から 52 年 6 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間①については、A 県 B 郡の C 店（現在は、有限会社 D）に勤務し顧客の帳簿付けの仕事をした。申立期間②については、E 区の株式会社 F（現在は、株式会社 G）に勤務した。両事業所とも厚生年金保険料が控除されていたと思うので、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 46 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで C 店において勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、C 店は、申立期間①後の昭和 52 年 9 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

一方、C 店の新規適用時に被保険者であった元従業員は、当該事業所が適用事業所となった昭和 52 年 9 月 1 日より前は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったと供述している。

このことに関して、事業主は、同事業所は、申立期間①当時は個人商店であり、昭和 59 年 5 月 2 日に有限会社 D となり従業員が 5 人になり適用事業所の要件を満たしたことから、厚生年金保険の適用事業所

になったと供述している。

なお、申立人に係る当時の関係資料を履歴書以外は保管していないとしている。

- 2 申立期間②については、同僚の供述及び申立人の当時の仕事内容に関する具体的な説明により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Fに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主も当時の関係資料は保管していないとしていることから、申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が姓のみ記憶する複数の同僚も同事業所での厚生年金保険の加入記録が無いことから、同僚の調査を行うことができず、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 9 年 6 月 18 日まで  
社会保険事務所からの連絡により、代表取締役を務めていた株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、社会保険庁の記録により、申立人に係る標準報酬月額が、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 9 年 6 月 18 日以降の同年 8 月 7 日において、7 年 7 月 1 日までさかのぼって、59 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した当該事業所における平成 7 年及び 8 年の賃金台帳により、申立期間のうち両年においては、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

さらに、B 年金基金の基本異動記録により、申立期間に係る標準給与は 59 万円であることが確認できる。

加えて、申立人は、社会保険料の滞納を認めており、この滞納について社会保険事務所に相談したが、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることは知らなかったとしており、減額訂正については、社会保険事務所の職員が行ったと供述している。

しかしながら、社会保険事務所保管の滞納処分票により、当該事業所は平成 8 年 8 月分から 9 年 5 月分まで社会保険料を滞納しており、8 年 8 月からの保険料滞納については、同社会保険事務所と事業主が協議や

相談を繰り返していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月24日から4年3月21日まで  
② 平成9年5月15日から11年1月19日まで  
A株式会社での申立期間①及び②の標準報酬月額が、平成11年2月1日になって、引き下げられているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間①については、当初、平成元年5月から同年11月までは47万円、同年12月から4年2月までは53万円、また、申立期間②については、当初、9年5月から10年5月までは59万円、同年6月から同年12月までは50万円と記録していたところ、同社が適用事業所ではなくなった11年1月19日以降の同年2月1日において、これら標準報酬月額が遡及して訂正処理されており、元年5月から同年11月までは6万8,000円に、同年12月から4年2月までは8万円に、9年5月から10年12月までは9万2,000円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社の商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所の記録により、申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役であったこと及び遡及訂正時は同社の清算人であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所に対する訂正処理の手続や書類の作成は、事業所の総務担当者及び社会保険担当者が行ったと供述しているものの、申立期間当時は同社の代表取締役であり、遡及訂正時は清算人であった申立人が、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として、同社の行った申立てに係る標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理の手続について、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該処理が有効ではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 26 日から 3 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、株式会社Aを平成 2 年 10 月 26 日に資格喪失し、3 年 1 月 1 日にB株式会社で資格取得となっている。株式会社AはB株式会社に社名変更して同じ場所で継続して営業していた。途中退職しておらず継続勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間についてB株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B株式会社は商業登記簿で株式会社Aとは別法人であることが確認できる上、社会保険庁の記録によりB株式会社は平成 3 年 1 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、申立人を含め同僚 11 人が平成 2 年 10 月 26 日付けで資格喪失し、当該喪失届は同年 2 年 11 月 13 日に処理され、同僚 11 人のうち 9 人について 3 年 1 月 1 日付けでB株式会社に資格取得していることが確認できる。

さらに、同僚であった経理担当者は、株式会社Aの資格喪失以後は厚生年金保険料を控除していなかったと供述している上、当該事業所を同時に資格喪失している同僚に照会するも申立てに係る事実を裏付ける供述を得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月26日から30年1月31日まで  
② 昭和30年10月10日から同年11月25日まで  
③ 昭和31年10月1日から33年夏ごろまで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

申立期間①についてはA株式会社（正しくは、合資会社B）に勤務し米軍相手の営業をしていた。申立期間②については、C株式会社に入社したのは昭和30年11月25日ではなく同年10月10日から勤務したと記憶している。申立期間③についてはD株式会社に勤務し年末の仕事が忙しかったことを覚えている。

これら申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の同僚の供述及び申立人の申立内容により、期間の特定はできないものの、申立人が合資会社Bに勤務していたことはいかがわれるが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同事業所は、E業として申立期間①以後の昭和31年1月1日から厚生年金保険の任意包括適用事業所になったことが確認でき、申立期間について当該事業所は厚生年金保険法による適用事業所の要件を満たしていなかったことが推認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の新規適用となった昭和31年1月1日に被保険者資格を取得した者に照会するも、新規適用前から保険料

を控除されていたと供述した者はいない。

さらに、当該事業所は既に解散し、事業主も死亡しており申立内容の事実を確認できる資料は無い。

- 2 申立期間②については、C株式会社は既に解散しており、元事業主に照会するも人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容の事実を確認できる資料は無い。

また、申立人は同僚の氏名を記憶してないことから、申立期間②に当該事業所において被保険者であった同僚に照会したところ、当該事業所では見習い期間が5カ月あったと供述している者もあった。

- 3 申立期間③については、申立人の具体的な申立内容により、期間の特定はできないものの、申立人がD株式会社に勤務していたことはいかがえるが、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は同僚の氏名等を記憶してないことから、申立期間③に当該事業所において被保険者であった同僚に照会したところ、当該事業所では6か月くらいの期間は見習いがあったと供述している者もあり、申立てを裏付ける供述を得られなかった。

さらに、当該事業所について社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間における申立人の記録は無く、被保険者整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

- 4 このほか、すべての申立期間について、各事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 8 日から同年 7 月 26 日まで  
昭和 63 年 5 月 8 日から同年 7 月 26 日までの 2 か月間未納期間があることを、年金特別便で初めて知った。株式会社 A を同年 5 月に退職し、同月中に株式会社 B に入社した。当該事業所の担当者の話では、入社後 2 か月間の試用期間があり、当該試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったということであるが、入社当時にそのようなことは聞いていなかったし、正社員として入社しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社 B の事業主の供述により、申立人は申立期間について当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業主は、当該事業所では入社後 2 か月又は 3 か月の試用期間を設けており、当該試用期間中は厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料も控除しない旨を社員の入社時に説明しており、申立人にも同様に説明していたはずだと供述している。

また、当該事業所では、入社後一定期間の試用期間を設けていたことが同僚の供述からもうかがうことができる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日及び C 年金基金の加入員資格取得日と一致していることが確認できる。

なお、D 保険組合は、保管期限の経過により資料が無く、申立人の申立期間に係る加入記録を確認できないとしている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 6 月 20 日まで  
社会保険庁の記録では、株式会社Aの代表取締役として勤務していた期間のうち、平成 5 年 4 月 1 日から 6 年 6 月 20 日までの標準報酬月額が当時の報酬月額に見合うものとなっていない金額に減額訂正されているので、当該標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所の記録により、申立人は申立期間当時、株式会社Aの代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額については、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 6 月 20 日より後の同月 27 日において、5 年 4 月から同年 10 月までの 7 か月間は 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 6 年 5 月までの 7 か月間は 50 万円から 8 万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

このことに関して、申立人は、事業所の経理担当者が社会保険事務所から保険料の納付率改善についての協力を求められたことについて、減額処理に同意したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として、第四種厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで

私は、独身で年金に頼る生活と思い若い時から保険料の未納がないように心がけ、昭和 55 年 5 月から 62 年 5 月分まで厚生年金保険第四種被保険者として保険料を納付した。「ねんきん特別便」を見て、申立期間の被保険者記録が欠落していることに気がついた。申立期間について厚生年金保険第四種被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、第四種被保険者資格取得日以前の未統合厚生年金保険被保険者期間の記録を第四種厚生年金保険料納付後に統合した場合、被保険者期間が 240 月を超える月数については当該記録を訂正し、当該期間の第四種厚生年金保険料は被保険者の請求により還付するものとされている。

社会保険事務所が保管する被保険者原票照会回答票では、申立人が第四種被保険者資格喪失後の昭和 62 年 7 月 6 日付けで、第四種被保険者資格喪失日が 62 年 6 月 1 日から 57 年 11 月 1 日に訂正され 55 月分が削減されている。

また、社会保険事務所が保管する被保険者記録照会（資格・喪失予定・住所変更履歴）では、平成 2 年 3 月 14 日付けで国民年金の資格取得日が昭和 62 年 6 月 1 日から 61 年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

さらに、訂正当時に統合されたと推認される厚生年金保険被保険者期間は、厚生年金保険被保険者記号番号が異なる A 株式会社（被保険者期間 17 月：厚生年金保険被保険者記号番号\*）、B 株式会社（同 15 月：



同記号番号＊）及びC院（同 23 月：同記号番号＊）の3事業所であり、これらの被保険者期間を合算した月数（55 月）は、申立期間の月数と一致する。したがって、これらの未統合記録を統合したことに伴い、申立期間の第四種被保険者資格の取得日が適切に訂正された結果、過払いとなった第四種厚生年金保険料が還付されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として、第四種厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 2 月 23 日まで  
社会保険事務所からの連絡により、A株式会社における被保険者期間のうち、平成 8 年 4 月において、標準報酬月額が 6 年 11 月までさかのぼり 20 万円に引き下げられていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の実兄 B 氏が代表取締役を務め、申立人が常務取締役を務めていた A 株式会社は、平成 8 年 2 月 23 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 4 月 19 日付けで 6 年 11 月から 8 年 2 月までの申立人に係る標準報酬月額 53 万円が 20 万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できる。

一方 C 年金基金の記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は申立てどおりの 53 万円であることが確認できる。

しかしながら、申立人は当時、同社の社会保険料について滞納がある事を知っており、また、申立人が総務及び経理関係を担当していたという事業主等の供述や、同基金における、滞納掛金の債務処理について申立人が関わっていたことを示す資料及び関係者の供述から、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

さらに、当該標準報酬月額の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正については、同社が適用事業所ではなくなった平成 8 年 2 月 23 日において、被保険者資格を有する者のうち、同年 4 月 19 日に申立人及び取締役であった代表取締役の長男の二人のみが標準報酬月額を減額訂正され、代表取締役の標準報酬

月額減額訂正されず、むしろ申立期間において増額されていることから、同社の関与がうかがわれ、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正については、申立人の地位及び役割上の事情も勘案すると、この訂正が有効ではなかったと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。